

■公表画面へのアクセス方法

A

各検索エンジンにて「介護サービス情報 ○○県」と入力・検索すれば、簡単にアクセスできます。

介護サービス情報 ○○県

検索

B

「介護サービス情報公表支援センター」ホームページからも公表画面がご覧になれます。

<http://www/espa-shiencenter.org/>

■いつでも情報が取り出せます!

インターネットだから、必要なときに印刷して情報がアウトプットできます。
利用者様への資料提供にも最適です。

■「介護サービス情報の公表」制度は…

事業所の格付けや指導を行うものではありません。

積極的に活用すれば、

公表されている情報と日常業務として提供されるサービスが常に対比できるため、実際のサービス提供場面でのチェックが機能し、さらなるサービス改善へとつながります。

公表内容

対 比

日常業務

上手に「情報公表」制度を利用して、事業所のレベルアップにお役立てください。

○お問い合わせ先

介護サービス
事業者の皆様へ

「介護サービス情報の公表」制度を より正しくご理解いただくために…

介護保険制度は、契約に基づきサービスを利用することで、利用者と事業所との対等な関係を保障することを前提に設計されています。

「介護サービス情報の公表」制度とは、こうした関係に近づけるために、利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。



「介護サービス情報の公表」制度は、利用者はもちろん、事業者の皆様にとっても重要な意味を持つ制度なのです。

「介護サービス情報の公表」制度推進協議会

社団法人シルバーサービス振興会 介護サービス情報公表支援センター

Q1 「介護サービス情報の公表」制度が、介護保険法に明確に位置づけられたのはなぜですか？

A1

介護保険制度とは、利用者が受けたいサービスを自由に選択し、事業者と契約を結ぶことで利用する制度です。介護保険法では、利用者の選択を支援するため、サービス内容の公表を全ての事業者に義務化し、公表すべき情報項目を標準化するとともに、報告、調査、公表といった一連のプロセスが都道府県によって公平・公正に運営される仕組みとして位置づけられました。



情報公表されていると、利用者は安心よね。



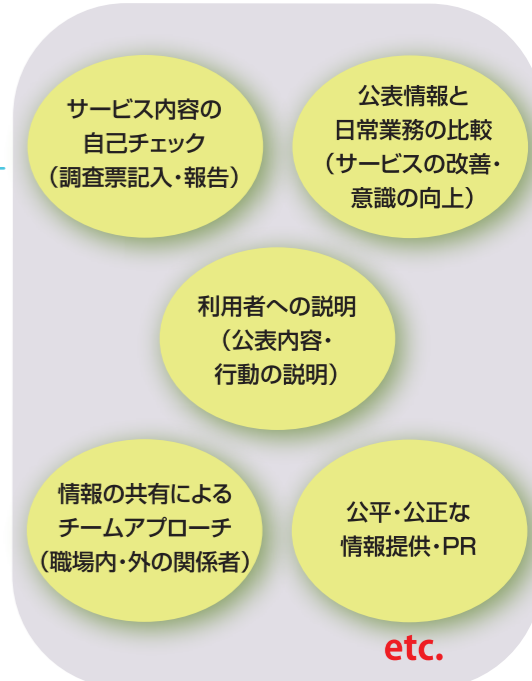
Q3 事業所にはどのようなメリットがあるのですか？

A3

この制度を活用することで、さまざまな効果が期待できます。

- ①公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ②公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることとなります。
- ③公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④自分たちの取組状況を他の事業者の取組状況と比較することができ、サービスの改善につなげられます。
- ⑤運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件の下での事業所のPRが可能です。

事業所の継続的な発展のために

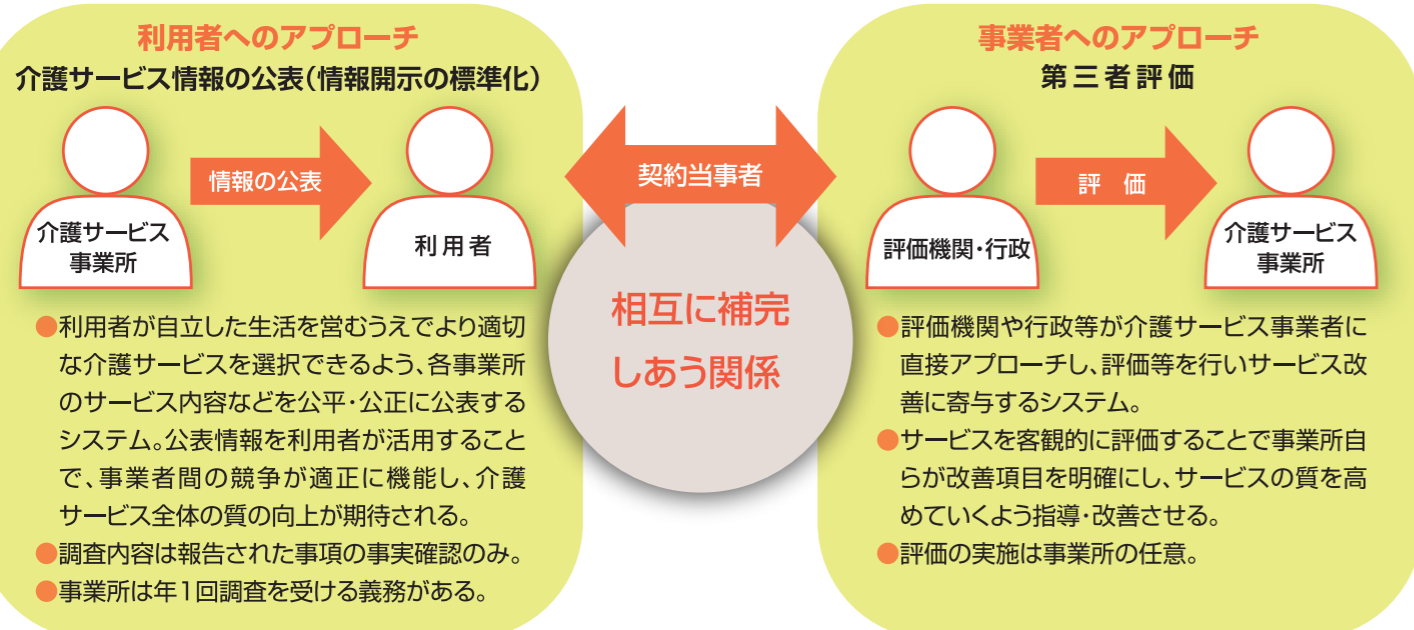


Q2 第三者評価とはどう違うのですか？

A2

第三者評価は、介護サービス事業者のサービス内容について評価を行い、認証、格付け、指導などを行います。これに対して、この制度は、利用者の選択の支援として、事業者側がサービス提供実態としての一定の情報を自らの責任で公表する仕組みであり、評価や指導は行いません。

介護サービス情報の公表と第三者評価のアプローチの違い



Q4 -1. なぜ手数料を負担しなければならないのですか？
-2. 負担の軽減策はありませんか？

A4-1

本制度は、利用者がより適切な事業所を選択できるよう支援する仕組みですから、利用者のもとより、選ばれる個々の事業所も受益者となります。このため都道府県では、本制度の運営に必要な経費について、地方自治法及び介護保険法の規定を踏まえ、手数料を徴収できることとなっています。各都道府県によって調査体制や地理的な条件等が異なりますから、具体的な手数料の額や徴収方法等については、条例として定められることになっており、都道府県議会の議決を経て決定されます。(介護報酬は公費(税金)や介護保険料の財源に加え、利用者の1割負担で賄われていますから、このように透明性の高い仕組みとなっているのです。)

A4-2

平成21年度の調査より、各自治体において調査に伴う負担の軽減化に取り組んでいます。

- ①調査に係る手数料について、軽減化が検討されています。同一所在地で複数の事業所を運営する事業所で、同日に調査を実施する場合の手数料等について、軽減化が図られるよう各県で創意工夫がなされています。
- ②調査項目における確認事項が軽減され、記載負担が軽くなります。マニュアルや規定の有無といった確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、初年度に「ある」と確認されれば、次年度以降は特段の事情がない限り、改めて現物の確認を行わなくてよいことになっています。
- ③訪問調査体制についても、弾力的な運用が行われます。一律に調査員2名とするのではなく、規則上は調査員1名以上とし、調査の実情に応じて弾力的に対応することになっています。